

令和7年度「産地交付金」の使途計画

○支援単価について

支援は①協議会独自支援枠（独自）②県支援枠（県）③国支援枠（国）の3種類。

◆県の支援単価は調整あり。国の支援単価は調整なし。

◆協議会独自枠の単価調整は、「拡大加算」、「生産性向上支援」、「耕畜連携土づくり加算」、「高収益作物集積支援」、「二毛作加算」、「出荷共同施設機械化促進支援」、「直売施設等利用加算」、「共同施設利用加算」、「多収品種区分管理取組加算」、「低コスト生産等支援」の順に行う。ただし、配分枠が不足する場合、「低コスト生産等支援」で調整を行い、さらに下回る場合は、他の使途内で一律減額調整。

【共通交付要件】「水田活用の直接支払交付金」の交付対象者（水田で作付した作物に限る）

【使途名】 対象作物名	交付単価 (10a 当たり)	交付要件・作物別独自要件
（独自） 【低コスト生産等支援】 新市場開拓用米	7,000 円 (5,000 円～ 10,000 円)	○加工用米等取組計画書（新市場開拓用米）が受理されていること。 ○以下の取組を2つ以上行うこと。 ①直播栽培②疎植栽培③高密度播種育苗栽培④プール育苗⑤温湯種子消毒⑥効率的な移植栽培⑦作期分散⑧土壌診断等を踏まえた施肥・土づくり⑨効率的な施肥⑩効率的な農薬処理⑪多収性品種の導入⑫コスト低減につながるスマート農業機器の活用⑬農業機械の共同利用⑭取組拡大 ○コメ新市場開拓等促進事業との重複可とする。
（独自） 【多収品種区分管理取組加算】 飼料用米	5,000 円 (5,000 円～ 7,000 円)	○加工用米等取組計画書（飼料用米）が受理されていること。 ○多収品種での区分管理であること。 国指定品種：あきいいな、亜細亜のかおり、いわいだわら、笑みたわわ、えみゆたか、オオナリ、きたげんき、北瑞穂、クサホナミ、たちじょうぶ、ふくのこ、ふくひびき、べこあおば、べこごのみ、北陸193号、ホシアオバ、ミズホチカラ、みなちから、モグモグあおば、もちだわら、モミロマン、夢あおば 県認定品種：新潟次郎、いただき、アキヒカリ、亀の蔵、ゆきみのり、ゆきみらい
（独自） 【生産性向上支援】 大豆	7,000 円 (7,000 円～ 10,000 円)	○実需者等との間で出荷販売契約を締結していること。 ○品種を問わず大豆を作付し販売を行うこと。 ○排水対策（明渠、弾丸暗渠等）を行うこと。 ○以下の生産性向上の取組を1つ以上行うこと。 ①耕うん畝立て同時播種②中耕培土③土壌改善（土壌診断を踏まえた施肥・土づくり）
（独自） 【共同施設利用加算】 そば	8,000 円 (8,000 円～ 10,000 円)	○実需者等との間で出荷販売契約を締結していること。 ○共同乾燥調製施設を利用し、契約に基づき出荷、販売を行うこと。 ○排水対策（明渠、暗渠、高畝栽培等）を行うこと。 ○以下の取組を1つ以上行うこと。 ①有機肥料使用による栽培②適期播種③土壌改善（土壌診断を踏まえた施肥・土づくり）

【共通交付要件】「水田活用の直接支払交付金」の交付対象者（水田で作付した作物に限る）

【使途名】 対象作物名	交付単価 (10 a 当たり)	交付要件・作物別独自要件						
(独自) 【耕畜連携土づくり加算】 飼料作物・WC S 用稲	4,000 円 (4,000 円～ 5,000 円)	○生産物の販売又は自給を行うこと。 ○加工用米等取組計画書（WC S 用稲）が受理されていること。 ○当該年度における堆肥の散布であり、水田で生産された粗飼料作物等の供給を受ける畜産の排せつ物から生産されたものであること。 ○地域で定めた堆肥の散布量を満たしていること。(10a 当たり 600kg 以上) ○連携相手となる者と 3 年以上の利用供給協定を締結していること。(自給農家は除く。) ○他の堆肥散布の取組による助成との重複不可とする。						
(独自) 【高収益作物集積支援】 えだまめ・カリフラワー・ブ ロッコリー・キャベツ・ねぎ	16,000 円 (16,000 円～ 20,000 円)	○作物別に設定する下記の作付規模を確保し、生産者に加算交付する。 《作物別規模要件》 <table><tr><th>作物名</th><th>作付規模</th></tr><tr><td>えだまめ</td><td>20a 以上</td></tr><tr><td>カリフラワー・ブロッコリー・キャベ ツ・ねぎ・にんじん・だいこん</td><td>10a 以上</td></tr></table>	作物名	作付規模	えだまめ	20a 以上	カリフラワー・ブロッコリー・キャベ ツ・ねぎ・にんじん・だいこん	10a 以上
作物名	作付規模							
えだまめ	20a 以上							
カリフラワー・ブロッコリー・キャベ ツ・ねぎ・にんじん・だいこん	10a 以上							
(独自) 【二毛作加算】 えだまめ・カリフラワー・ブ ロッコリー・キャベツ・にん じん、だいこん	5,000 円 (5,000 円～ 7,000 円)	○えだまめと他の対象作物（カリフラワー、ブロッコリー、キャベツ、にんじん、だいこん）での二毛作も対象とする。 ○排水対策（明渠、弾丸暗渠等）を行うこと。 ○直売施設等利用加算との重複不可とする。						
(独自) 【出荷共同施設機械化促進 支援】 えだまめ・カリフラワー・ブ ロッコリー・キャベツ	4,000 円 (4,000 円～ 5,000 円)	○J A 等が整備した機械（借上げ、作業委託を含む）で、定植及び収穫に取り組むこと、又は集出荷選荷施設を利用すること。 ○直売施設等利用加算との重複不可とする。						
(独自) 【直売施設等利用加算】 えだまめ・ねぎ・なす・自然 薯・みょうが・だいこん・さ といも・ブロッコリー・カリ フラワー・アスパラガス・キャ ベツ・かぼちゃ・玉ねぎ・ にんじん・じゃがいも・さつ まいも・加工用ぶどう	9,000 円 (9,000 円～ 10,000 円)	○以下のいずれかに取り組んでいること。 ①対象品目を作付し、直売施設・集荷業者等に販売すること。ただし、直売施設は J A ・農家等が組織的に運営しており、収穫・販売を一定期間継続して稼働している施設とする。（無人販売や個人販売等は不可とする。） ②市内学校給食用や加工用ぶどうとして契約販売すること。 ○高収益作物集積支援、二毛作加算及び出荷共同施設機械化促進支援との重複不可とする。						
(独自) 【拡大加算】 えだまめ	20,000 円 (20,000 円～ 25,000 円)	○県の高収益作物拡大支援の終了に伴い、新設するものの。 ○申請者毎にみて、対象作物の合計支援実面積の前年度からの増加面積に対して支援する。						

【共通交付要件】「水田活用の直接支払交付金」の交付対象者（水田で作付した作物に限る）

【使途名】 対象作物名	交付単価 (10 a 当たり)	交付要件・作物別独自要件
（県） 【安定生産支援】 加工用米	10,000 円 (10,000 円～ 14,000 円)	○加工用米等取組計画書が受理されていること。 ○以下のア又はイのどちらかに取り組むこと。 ア 需要者側へ出荷・販売を目的とした3年以上（令和5年産から7年産までの3年分、令和6年から新たに結んだ令和6年産から8年産の3年分、又は令和7年から新たに結んだ令和7年産から9年産の3年分を含む）の複数年契約を締結すること。 また、複数年契約期間中の契約数量が維持又は増加するもの。 なお、契約書には①各年産の契約数量②販売価格又は販売価格の設定方法③契約不履行に対する違約事項が記されていること。 イ 以下の低コスト生産技術のうち、2つ以上行うこと。 ①直播栽培②疎植栽培③高密度播種育苗栽培④プール育苗⑤温湯種子消毒⑥効率的な移植栽培⑦作期分散⑧土壌診断等を踏まえた施肥・土づくり⑨効率的な施肥⑩効率的な農薬処理⑪多収性品種の導入⑫コスト低減につながるスマート農業機器の活用⑬農業機械の共同利用⑭取組拡大 ○コメ新市場開拓等促進事業との重複可とする。
（県） 【低コスト生産支援】 新市場開拓用米	10,000 円 (10,000 円～ 14,000 円)	○加工用米等取組計画書（新市場開拓用米）が受理されていること。 ○以下の低コスト生産技術のうち、2つ以上行うこと。 ①直播栽培②疎植栽培③高密度播種育苗栽培④プール育苗⑤温湯種子消毒⑥効率的な移植栽培⑦作期分散⑧土壌診断等を踏まえた施肥・土づくり⑨効率的な施肥⑩効率的な農薬処理⑪多収性品種の導入⑫コスト低減につながるスマート農業機器の活用⑬農業機械の共同利用⑭取組拡大 ○コメ新市場開拓等促進事業との重複可とする。
（県） 【生産性向上支援】 米粉用米	10,000 円 (10,000 円～ 14,000 円)	○加工用米等取組計画書（米粉用米）又は生産製造連携事業計画（米粉用米）が受理されていること。 ○以下の生産性向上の取組のうち、2つ以上行うこと。 ①直播栽培②疎植栽培③高密度播種育苗栽培④プール育苗⑤温湯種子消毒⑥効率的な移植栽培⑦作期分散⑧土壌診断等を踏まえた施肥・土づくり⑨効率的な施肥⑩効率的な農薬処理⑪多収性品種の導入⑫米粉用向け専用品種の導入⑬コスト低減につながるスマート農業機器の活用⑭農業機械の共同利用⑮取組拡大

【共通交付要件】「水田活用の直接支払交付金」の交付対象者（水田で作付した作物に限る）

【使途名】 対象作物名	交付単価 (10 a 当たり)	交付要件・作物別独自要件
(県) 【生産性向上支援】 W C S 用稲	5,000 円 (5,000 円～ 7,000 円)	○加工用米等取組計画書（W C S 用稲）が受理されていること。 ○以下の生産性向上の取組のうち、2つ以上行うこと。 ①直播栽培②疎植栽培③高密度播種育苗栽培④プール育苗⑤温湯種子消毒⑥効率的な移植栽培⑦土壌診断等を踏まえた施肥・土づくり⑧効率的な施肥⑨効率的な農薬処理⑩コスト低減につながるスマート農業機器の活用⑪農業機械の共同利用⑫取組拡大⑬耕畜連携（資源循環）⑭コントラクターへの作業委託⑮集積・団地化⑯担い手が行う取組⑰飼料成分情報の提供⑱W C S 用稲専用機の活用
(県) 【生産性向上支援】 飼料作物	5,000 円 (5,000 円～ 7,000 円)	○加工用米等取組計画書（青刈り稲、わら専用稲）が受理されていること。 ○その他の飼料作物は、需要者との品質等の条件を含めた利用供給協定を締結していること、又は自ら畜産経営に供する目的で自家利用計画を策定していること。 ○以下の生産性向上の取組のうち、2つ以上行うこと。 ①土壌診断等を踏まえた施肥・土づくり②コスト低減につながるスマート農業機器の活用③農業機械の共同利用④取組拡大⑤排水対策⑥中耕⑦耕畜連携（資源循環）⑧コントラクターへの作業委託⑨集積・団地化⑩担い手が行う取組⑪飼料成分情報の提供⑫不耕起播種（飼料用とうもろこしに限る）
(国) 【作付支援】 新市場開拓用米	20,000 円	○加工用米等取組計画書（新市場開拓用米）が受理されていること。 ○コメ新市場開拓等促進事業との重複不可とする。
(国) 【複数年契約加算】 新市場開拓用米	10,000 円	○加工用米等取組計画書（新市場開拓用米）が受理され、かつ、コメ新市場開拓等促進事業の支援対象となっていること。 ○需要者側へ出荷・販売を目的とした令和7年産から新たに結んだ令和9年産までの3年分を含む複数年契約を締結した販売農家又は集落営農であること。 ○複数年契約期間中の契約数量が維持又は増加するもの。 ○契約書には①各年産の契約数量②販売価格又は販売価格の設定方法③契約不履行に対する違約事項が記されていること。
(国) 【作付支援】 そば	20,000 円	○J A 等と需要者との間で締結された販売契約に基づくJ A 等の出荷契約又は生産者が需要者と直接販売契約を締結すること。